

# 国民保護法等の概要について

国民保護法の概要	1
国民保護に関する基本指針の概要	5
国民保護協議会について	11
沖縄県の作業スケジュール等	13
指定地方公共機関の役割について	15

平成17年10月

沖縄県知事公室防災危機管理課

# 武力攻撃事態対処法

## 【対処に関する基本理念】

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

## 【対処基本方針】

- 手続
  - ・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
  - ・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
  - ・閣議の決定の後、国会の承認を求める。
- 定める事項
  - ①武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
  - ②武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
  - ③対処措置に関する重要事項
    - ・国民の保護に関する措置
    - ・自衛隊の行動
    - ・米軍の行動に関する措置
    - ・その他

安全保障会議

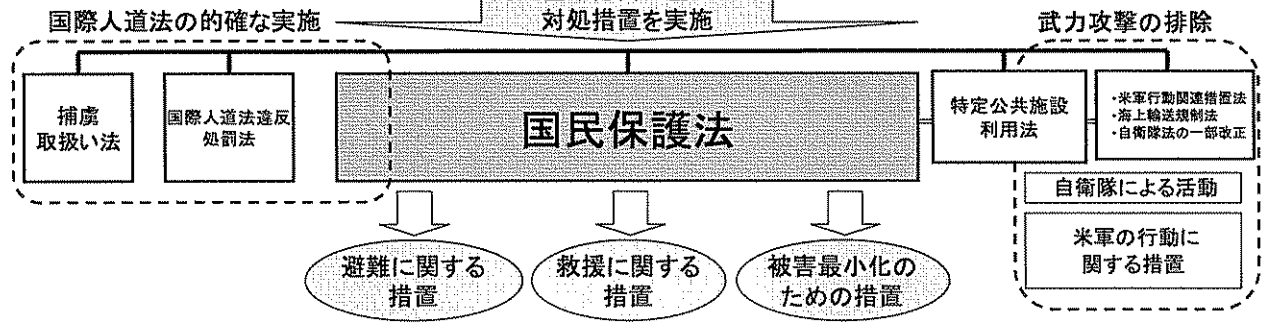
諮問  
答申

承認

国会

## 【武力攻撃事態等対策本部】

対処基本方針に基づいて  
対処措置を実施



## 国民保護法の基本理念

### 国等の責務

#### 国

- ・国民保護措置について基本的な方針を策定し、万全の態勢で措置を実施する。
- ・国民保護措置に関し、国費による適切な措置を実施する。

#### 地方公共団体

- ・国の方針の基づき、それぞれの区域における国民保護措置を総合的に推進する。
- ・地方公共団体の措置に係る経費は、原則国庫負担

#### 指定公共機関・指定地方公共機関

それぞれの業務について国民保護措置を実施する。

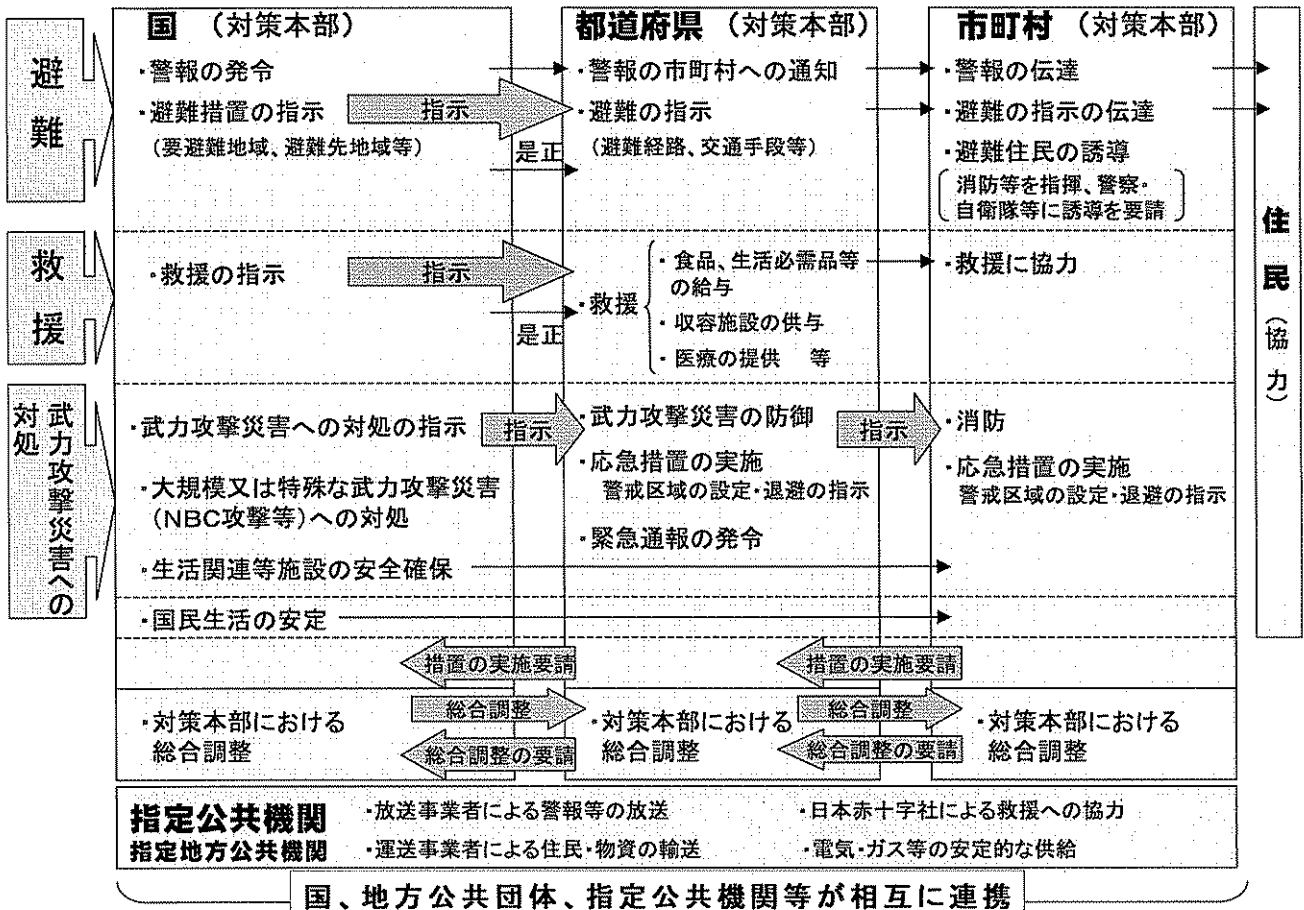
#### 国民

国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

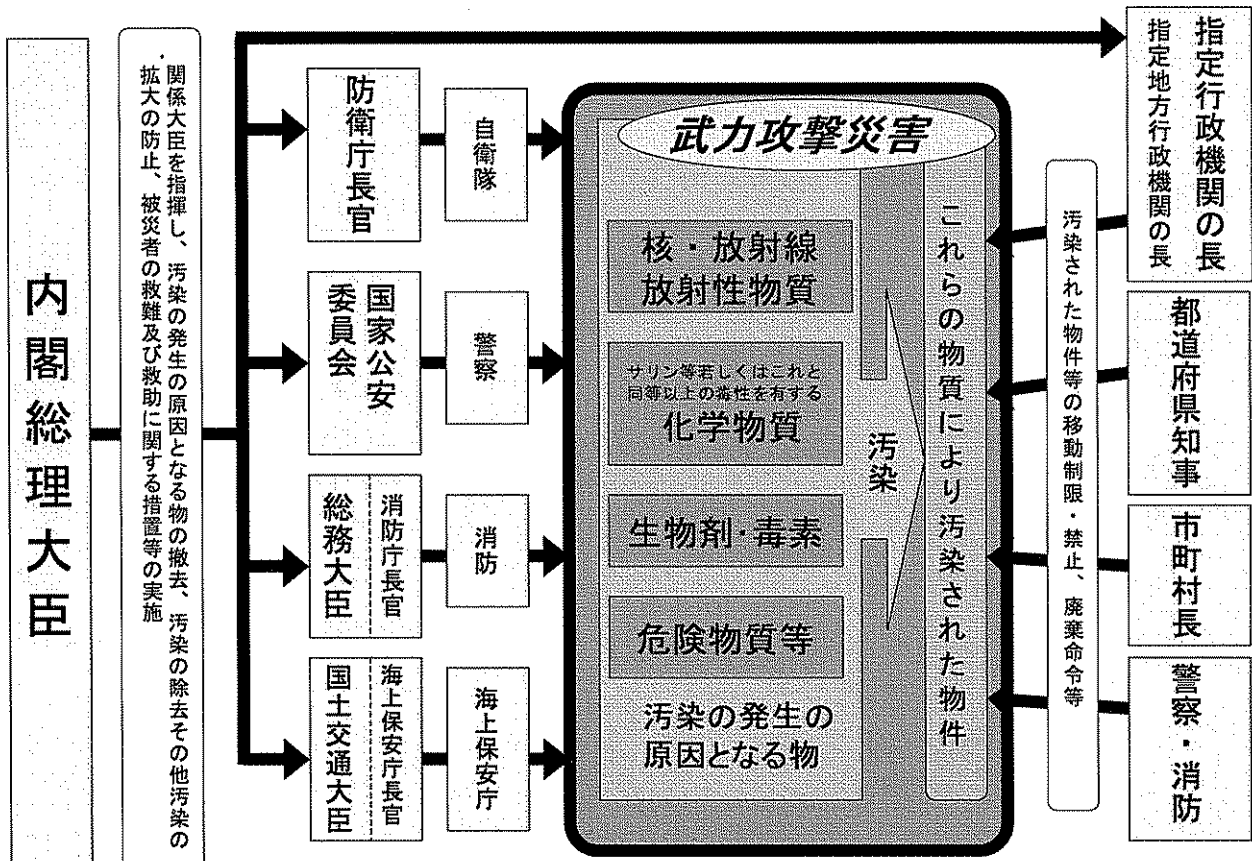
### 配慮事項

- ① 基本的人権の尊重、損失補償・不服申し立て・訴訟の迅速な処理
- ② 日本赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の言論の自由の特別な配慮
- ③ 国民に対し、正確な情報を適時・適切に提供
- ④ 高齢者・障害者等への配慮、国際人道法の的確な実施

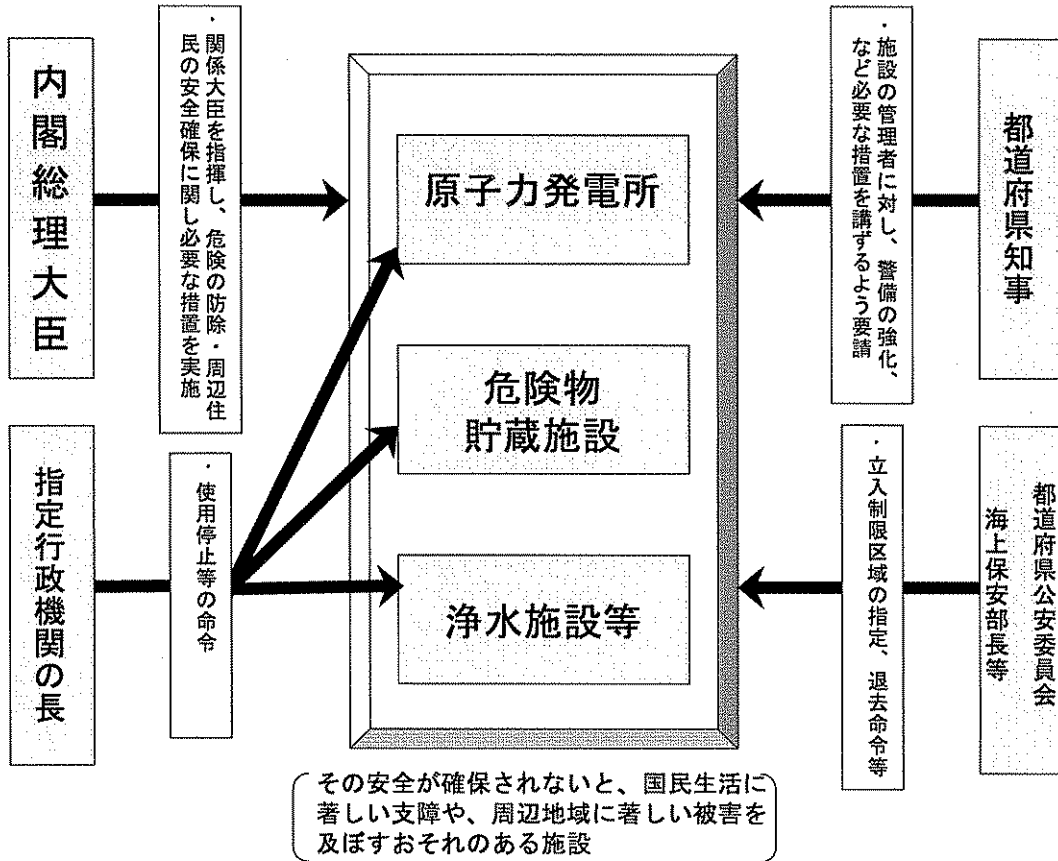
# 国民の保護に関する措置の仕組み



## NBC等による武力攻撃災害への対処



## 生活関連等施設の安全確保



## 国民の協力

国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努める（武力攻撃事態対処法第8条）

国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める（国民保護法第4条第1項）

国民保護法では、国民に協力を要請できる場合を限定

### 【協力の内容】

- ① 住民の避難や被災者の救援の援助
- ② 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助
- ③ 保健衛生の確保に関する措置の援助
- ④ 避難に関する訓練への参加

○協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮

○国民が協力の要請に応ずるか否かは任意とし、義務とはしない。

○国や地方公共団体は、要請に基づく協力により、国民が死亡・負傷等した場合は、

その損害を補償

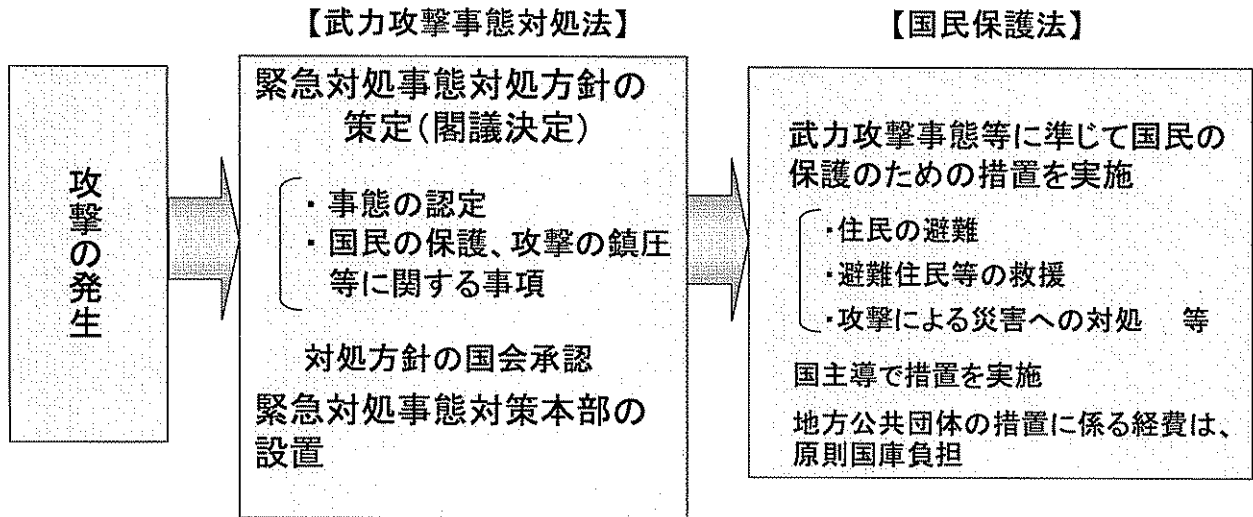
○国や地方公共団体は、住民の自主的な防災組織やボランティアの国民の保護のための活動に対し、必要な支援を実施

# 緊急処理事態に対処するための措置

## 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(原子力発電施設の破壊・炭疽菌等を用いたテロ・航空機による自爆テロ 等)



# 国民保護法における基本指針の位置付け

## 国民保護法

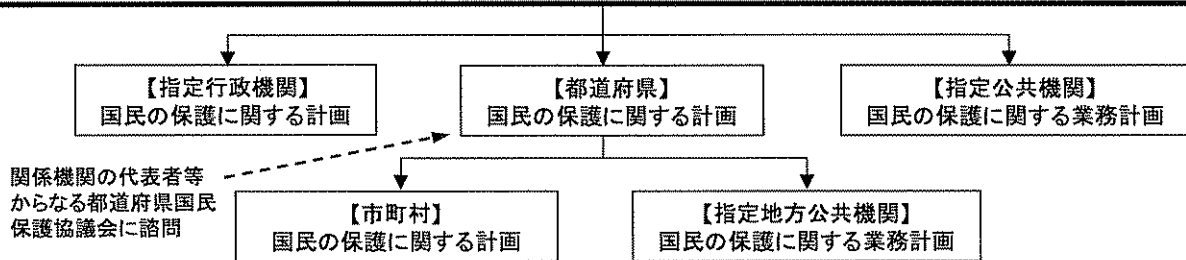
(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)

武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定



## 国民の保護に関する基本指針(国民保護法第32条)

- 国民保護の実施に関する基本的な方針
- 国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- 想定される武力攻撃事態の類型  
(着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃)
- 類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置



## 基本指針の基本的な構成

### 第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 8 安全の確保
- 9 対策本部長の総合調整等

### 第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

- #### 第1節 武力攻撃事態の類型
- 1 着上陸侵攻の場合
  - 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
  - 3 弾道ミサイル攻撃の場合
  - 4 航空攻撃の場合
- #### 第2節 NBC攻撃の場合の対応
- 1 核兵器等
  - 2 生物兵器
  - 3 化学兵器

### 第3章 実施体制の確立

- #### 第1節 組織・体制の整備
- #### 第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立
- 1 武力攻撃事態等対策本部
  - 2 武力攻撃事態等現地対策本部の設置
  - 3 指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制
  - 4 国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定
  - 5 地方公共団体の活動体制
  - 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

### 第5章 緊急対処事態への対処

- #### 第1節 緊急対処事態
- 1 攻撃対象施設等による分類
  - 2 攻撃手段による分類
- #### 第2節 緊急対処事態対策本部等
- 1 緊急対処事態対策本部
  - 2 緊急対処事態現地対策本部の設置
- #### 第3節 緊急対処保護措置の実施
- 1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項
  - 2 緊急対処事態における警報

### 第4章 国民の保護のための措置に関する事項

- #### 第1節 住民の避難に関する措置
- 1 警報
  - 2 避難措置の指示
  - 3 避難の指示
  - 4 避難住民の誘導
  - 5 避難施設
- #### 第2節 避難住民等の救援に関する措置
- 1 救援の指示等
  - 2 救援の実施
  - 3 救援の内容
  - 4 その他の医療活動
  - 5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
  - 6 安否情報の収集及び提供
- #### 第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置
- 1 武力攻撃災害への対処
  - 2 緊急通報の発令等
  - 3 生活関連等施設の安全確保
  - 4 NBC攻撃による災害への対処
  - 5 消火活動及び救助・救急活動
  - 6 感染症等の指定等の特例
  - 7 保健衛生に関する活動
  - 8 廃棄物処理の特例
  - 9 文化財保護の特例
- #### 第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項
- 1 情報の収集及び提供
  - 2 通信の確保
  - 3 運送の確保
  - 4 交通の管理
  - 5 民間からの救援物資等の受入れ
  - 6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等
- #### 第5節 国民生活の安定に関する措置
- 1 国民生活の安定
  - 2 生活基盤等の確保
  - 3 応急の復旧
- #### 第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- #### 第7節 訓練及び備蓄
- 1 訓練
  - 2 備蓄

### 第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

# 国民保護の基本的な方針等

## 国等の責務

国

- ・ 国民保護措置について、国が基本的な方針を示し、地方公共団体、指定公共機関等と連携し、万全の態勢で措置を実施する。

地方公共団体

- ・ 国の方針に基づき、それぞれの区域における国民保護措置を総合的に推進する

指定公共機関・指定地方公共機関

- ・ それぞれの業務について国民保護措置を実施する。実施方法等は自主的に定める。

国民

- ・ 国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

基本的な方針

- ・ 基本的人権の尊重、権利利益救済のための損失補償・不服申し立て・訴訟の迅速な処理
- ・ 日本赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の言論の自由の特別な配慮等指定公共機関の自主性の尊重
- ・ 国民に対し、正確な情報を適時・適切に提供
- ・ 啓発の実施、自主防災組織・ボランティア等の支援
- ・ 関係機関相互の連携協力体制の確保
- ・ 国民保護措置に従事する職員等の安全確保
- ・ 対策本部長の総合調整と内閣総理大臣の是正措置
- ・ 高齢者・障害者等への配慮、国際人道法の的確な実施

平素からの備え

- ・ 国、地方公共団体等は、国民保護計画等により国民保護措置の的確かつ迅速な実施のための体制を整備。特に都道府県は担当職員による当直等24時間即応可能な体制を確保するよう努める。また、市町村は常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化を図るよう努める。
- ・ 国、地方公共団体等は、防災訓練との有機的連携を図りつつ訓練を行うよう努める。

# 武力攻撃事態の特徴と留意点

武力攻撃事態として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4つの類型を想定。これらの事態は複合して起こることが多いと考えられるが、それぞれの特徴と留意点を整理。

## 特徴

### ～ 1. 着上陸侵攻の場合 ～

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい
- 武力攻撃予測事態において、住民の避難を行うことも想定
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定

## 留意点

- 事前の準備が可能であり、先行避難が必要
- 広域避難に伴う混乱発生の防止のため、対策本部長の調整のもと、避難経路を確保。秩序だった避難のために交通規制を実施。
- 都道府県の区域を超える避難の場合は、対策本部長は、関係都道府県知事から意見を聴き、国の方針として具体的な避難先地域等について避難措置の指示を実施。
- 国、地方公共団体は、速やかな避難のために輸送力を確保。特に、国は、離島の避難について、航空機や船舶の使用等についての基本的考え方を示し、交通手段の確保を支援。
- 避難生活が長期にわたることも想定されることから、食品等救援物資が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制を整備。特に離島については、国が特段に配慮。

### ～ 2. ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 ～

## 特徴

- 突発的に被害が発生することも考えられる
- 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがある(原子力事業所等の生活関連等施設の被害)
- NBC兵器やダーティーボム(爆薬と放射性物質を組み合わせたもの)が使用されることも想定される

## 留意点

- 武力攻撃が行われる地域の今後の推移の予測等を踏まえ、要避難地域の住民を速やかに避難させる
- 武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要
- 都道府県知事による住民の危険防止のための緊急通報の発令、都道府県知事及び市町村長による退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置



### ～ 3. 弾道ミサイル攻撃の場合 ～

#### 特徴

- 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難であり、短時間での着弾が予想される
- 弾頭の種類(通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか)を着弾前に特定するのが困難。弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる

#### 留意点

- 迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要
- 発射の兆候を事前に察知できる場合には、迅速に避難措置の指示を実施
- 当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施
- 避難は屋内避難が中心で、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難
- 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難

### ～ 4. 航空攻撃の場合 ～

#### 特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される

#### 留意点

- 攻撃の目標地を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある
- 屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難
- 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
- 生活関連等施設の安全確保措置を講じ、武力攻撃災害の発生・拡大の防止に努める

# 攻撃の手段としてNBCが用いられた場合の留意点 ~その1~

## 共通の留意点

- 内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、被災者の救助、医療体制の確保、汚染地域の範囲の確定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる
- 消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊の部隊等は、それぞれの攻撃に応じた防護服を着用して、除染、救助等を実施
- 関係機関は、建物への立入制限、交通の規制、給水制限、飲食物の摂取制限及び警戒区域の設定等の措置を講ずる
- 避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる
- 外気からの密閉性の高い屋内の部屋等へ避難させる
- 特有の感染症等の診断・治療技術等に関する研究や教育研修の推進により医療関係者の対応能力の向上を図る
- 国は、診断、治療に関する専門家の派遣、医薬品の提供等の支援を速やかに行う

## 核兵器等の場合

- 避難誘導にあたり、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等により放射性降下物による外部被ばくを抑制
- 汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくを低減
- 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅ろうな建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難させる
- 放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣

~その2~

- 被ばく患者に対する汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施
- 汚染地域への立入制限を確実にし、避難誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に実施

## 生物兵器の場合

- 人に知られることなく散布することが可能なことから、二次感染の拡大防止が課題
- 国を中心とした一元的情報収集及びサーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域の特定
- 感染源となった病原体の特性に応じた医療活動を行い、感染者を入院させ治療し、まん延防止を図る
- 国民に必要なワクチン接種を行うこととし、それに関する情報について広報する
- 医療関係者に天然痘等のワクチン接種を行うなど所要の防護措置を実施

## 化学兵器の場合

- 迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施
- 早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送する等、化学剤の特性に応じた救急医療の実施

# 生活関連等施設の安全確保

## ①平素からの備え

- ・所管省庁及び都道府県は、相互に緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設を把握
- ・所管省庁は、施設の特성에応じた安全確保の留意点を定める
- ・都道府県知事は、施設の管理者に対し、安全確保の留意点を通知
- ・都道府県は、施設の管理者に対し、安全確保措置について定めるよう要請

## ②武力攻撃事態等における措置

- ・所管省庁は、緊急の場合は、施設の管理者に対し、安全確保措置の実施を要請
- ・内閣総理大臣は、必要に応じ、関係大臣を指揮し、安全確保措置を実施
- ・都道府県知事は、必要に応じ、施設の管理者に対し、安全確保措置の実施を要請
- ・都道府県公安委員会等は、都道府県知事からの要請等により、立入制限区域を指定

## ③武力攻撃事態等における危険物質等の取扱所・石油コンビナート等に関する措置

- ・危険物質等の取扱所等については①・②の措置のほか、次の措置を実施
- ・国及び地方公共団体は、危険物質等の取扱所の使用の一時停止等を命令
- ・地方公共団体は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害が発生した場合に、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとる

## 緊急対処事態

### ○緊急対処事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

### ○緊急対処事態の事態例

※緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される

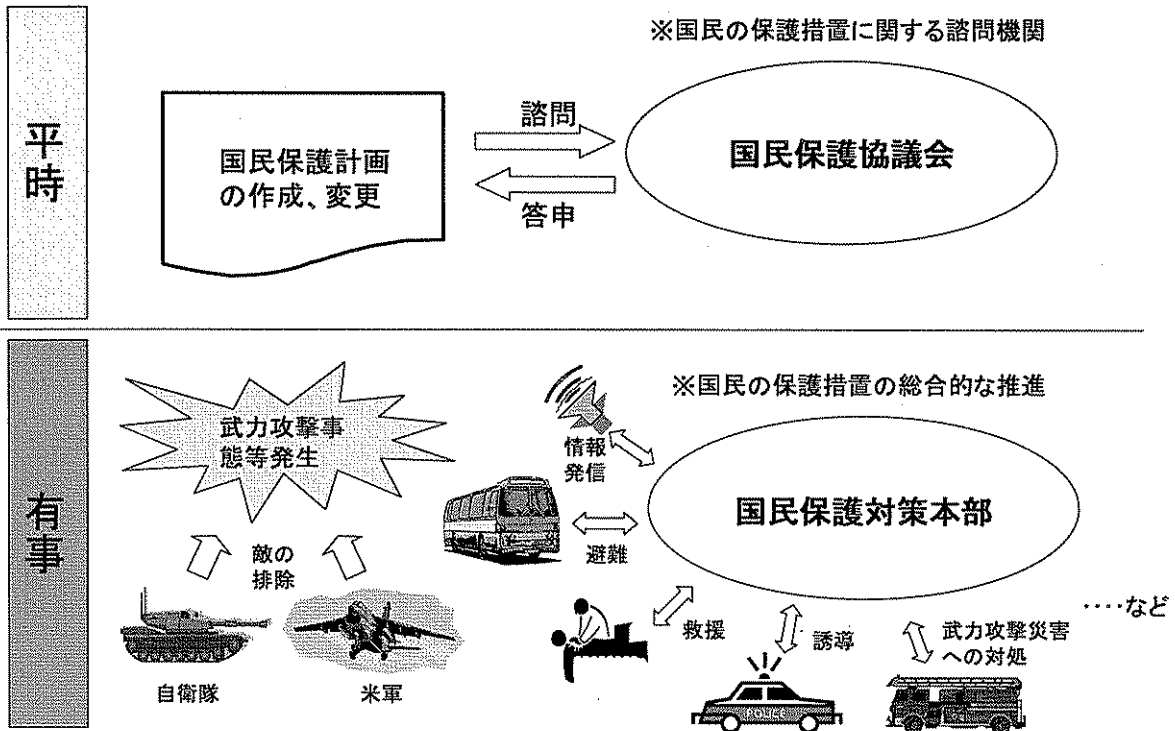
- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
(原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破等)
- ②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
(ターミナル駅や列車の爆破等)
- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
(炭疽菌やサリンの大量散布等)
- ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
(航空機による自爆テロ等)

○緊急対処事態においても、国主導のもと、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置(緊急対処保護措置)を実施

○警報の発令及び通知・伝達の範囲は、被害の範囲等を勘案し、対策本部長が決定

# 国民保護協議会について

## 国民保護協議会と国民保護対策本部について



## 国民保護協議会と防災会議の違い

国民保護協議会	防災会議
<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会は会長及び委員をもって組織する。</li> <li>会長は知事</li> <li>委員は、国民保護法第38条第4項に掲げる者のうちから知事が任命する。</li> </ul> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事の諮問に応じて国民保護のための措置に関する重要事項を審議する。</li> <li>その重要事項に関し知事に意見を述べる。</li> </ul>	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災会議は会長及び委員をもって組織する。</li> <li>会長は知事</li> <li>委員は、災害対策基本法第15条第5項に掲げる者をもって充てる。</li> </ul> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画を作成し、その実施を促進する。</li> <li>災害発生時において、その情報を収集する。</li> <li>災害発生時に、関係機関との連絡調整を図る。</li> <li>非常災害時の緊急措置に関する計画を作成し、かつその実施を推進する。</li> </ul>

国民保護に関する諮問機関

防災に関する諮問機関であり、実施機関でもある。

## 国民保護法で定める国民保護協議会の組織

### 協議会の構成メンバー

【会長】…知事

【委員】…以下の者から知事が任命

- ・県の区域を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- ・防衛庁長官が指定する陸上自衛隊員、海上自衛隊員、航空自衛隊員
- ・副知事、教育長、県警本部長その他県職員
- ・市町村長及び消防長
- ・県内で業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- ・国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

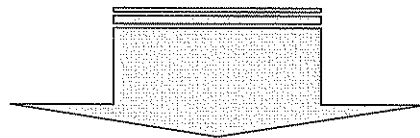
### 委員の任期

- ・2年

### 専門委員

…下記の者から知事が任命し、専門の事項を調査させる。

- ・関係指定地方行政機関の職員、県職員、市町村職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、国民保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者



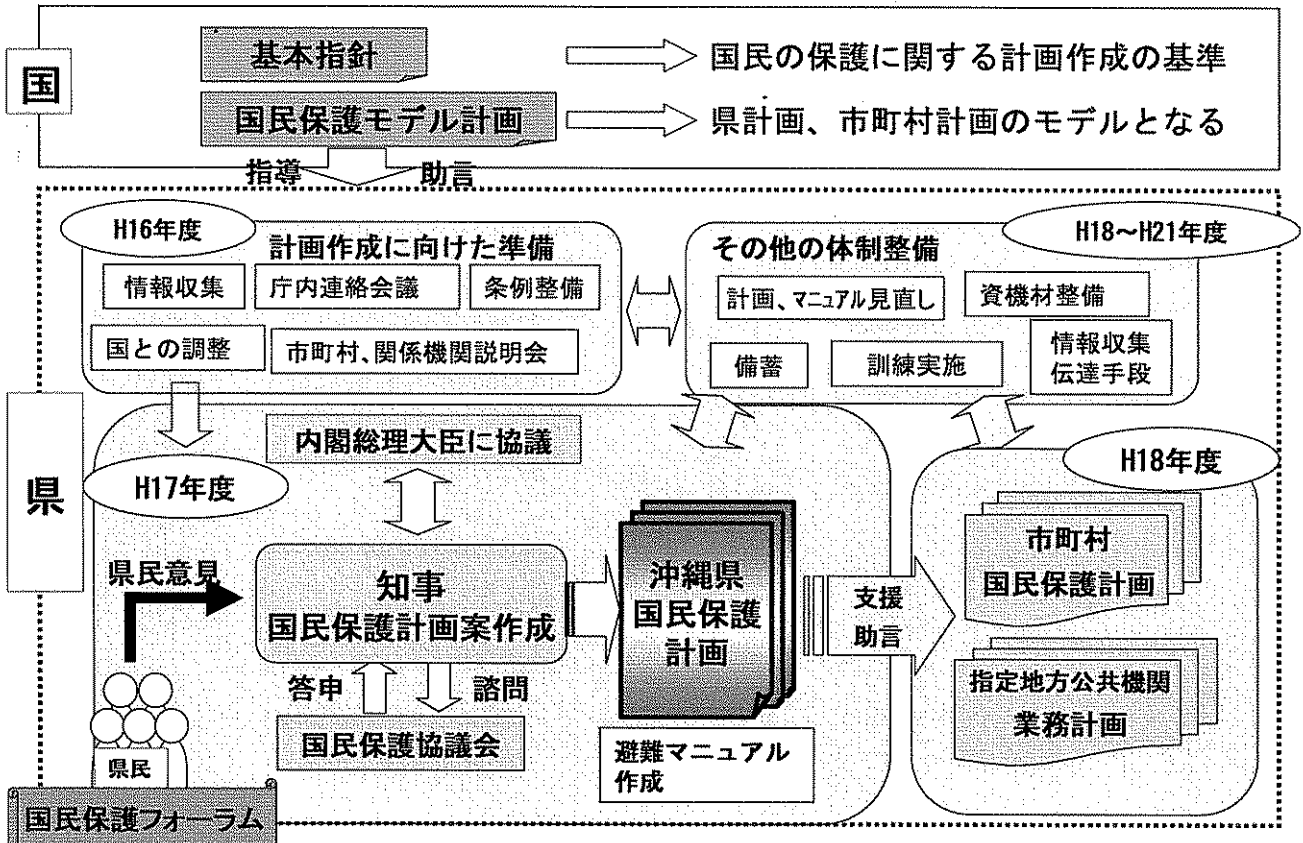
その他国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定める。

⇒ 委員の定数、会長の職務代理、会議の招集等について規定

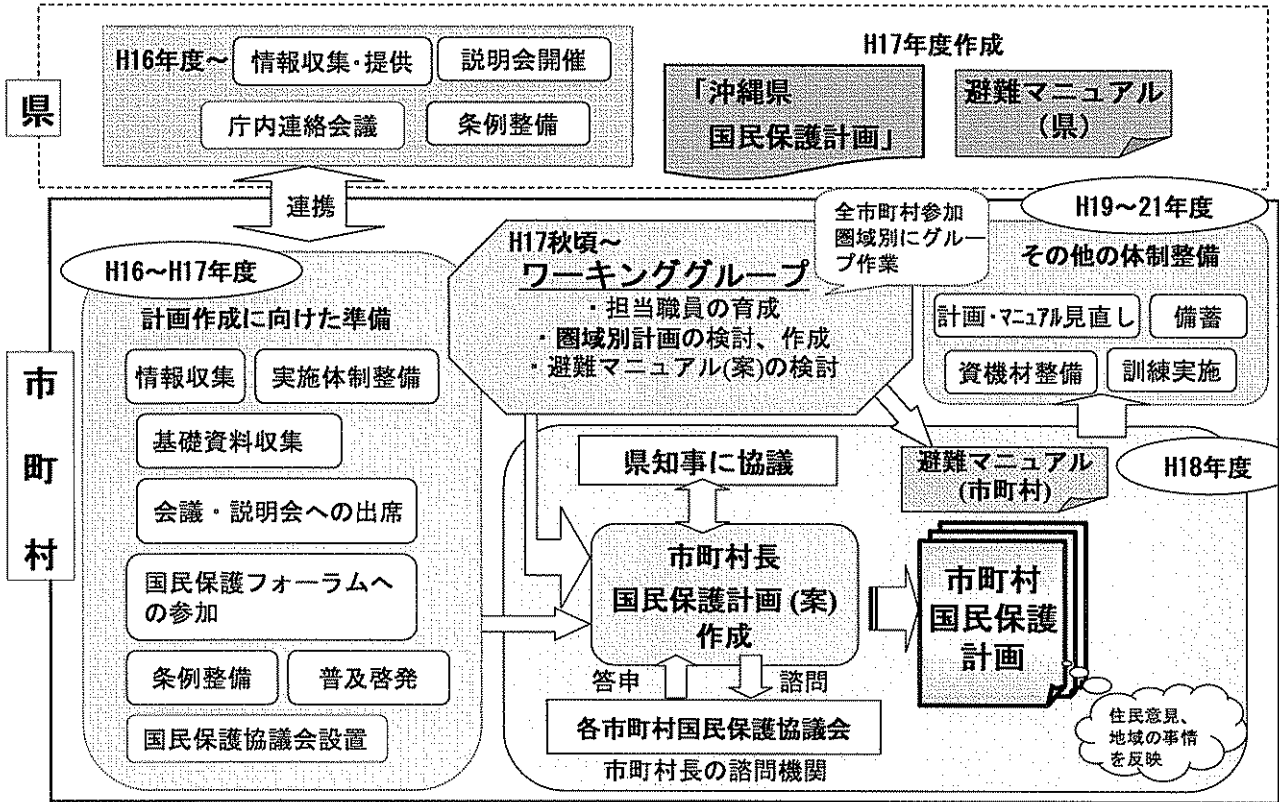
# 国民保護計画作成 3カ年計画

	16年度	17年度	18年度
<b>区分</b>	「県国民保護計画」 作成準備年度	「県国民保護計画」 作成年度	「市町村国民保護計画」 作成年度
<b>国</b>	6月 国民保護法成立 9月 国民保護法施行 3月 「基本指針」 提示 「モデル計画」	県計画に対する協議・指導・助言	市町村計画に対する 県を通じての指導・助言
<b>県</b>	情報収集 対応方針検討 計画作成準備 条例制定	「県計画」作成 ・指定地方公共機関の指定 ・国民保護協議会への諮問 ・フォーラム 等	市町村計画に対する協 議・指導・助言
<b>市町村</b>	情報提供	「市町村」計画の作成準備 ・情報収集 ・住民への広報 ・体制整備 ・条例制定	「市町村計画」作成 ・国民保護協議会への諮問 ・住民への広報 等

## 国民保護に対する県の作業フロー（H16～H21年度）



# 国民保護に対する市町村の作業フロー（H16～H21年度）



## 指定地方公共機関の役割(全体)

### 第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

- ・インターネットなど、それぞれの広報手段を活用して国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供できるよう努める。
- ・高齢者、障害者、外国人など、情報伝達に援護を要するものに対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制整備に努める。
- ・防災のための連携体制を踏まえ、武力攻撃事態特有の事項への対応など、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。
- ・国民保護措置の実施方法等については、国等から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態の状況に即して自主的に判断する。

### 第3章 実施体制の確立

- ・国民保護措置を的確、迅速に実施するため、事務分担、職員の配置等を国民保護業務計画で定めるなど、体制整備を図る。
- ・県の対策本部が設置されたときは、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立等必要な体制をとり、国民保護措置を実施する。

### 第4章 国民の保護のための措置に関する事項

#### 第2節 避難住民等の救援に関する措置

- ・その業務の範囲内で、地方公共団体の長が行う照会に応じて安否情報を提供するなど、その情報収集に協力するよう努める。

#### 第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

##### 1 情報の収集及び提供

- ・武力攻撃の状況、被災情報等を収集又は整理し、関係機関、国民等への提供等を適時、適切に実施する体制の整備に努める。
- ・武力攻撃災害による通信手段等が被害を受けた場合など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める。
- ・その管理する施設及び整備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関する被災情報をそれぞれ収集するよう努める。
- ・電話その他保有する情報通信手段により、収集し、又は報告を受けた被災情報を、知事に速やかに報告する。

## 指定地方公共機関の役割(全体)

### 第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

#### 2 通信の確保

- ・国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
- ・武力攻撃事態等における情報通信手段については、災害時の情報通信手段として確保している情報通信手段を活用する。
- ・武力攻撃事態においては、必要に応じ情報通信手段の機能確認と応急復旧作業を行い、そのための要員を直ちに現場に配置する。
- ・武力攻撃事態等における混信等の対策のため、必要に応じ通信運用の指揮要員等を配置するなど通信の確保に努める。

#### 第5節 国民生活の安定に関する措置

##### 3 応急の復旧

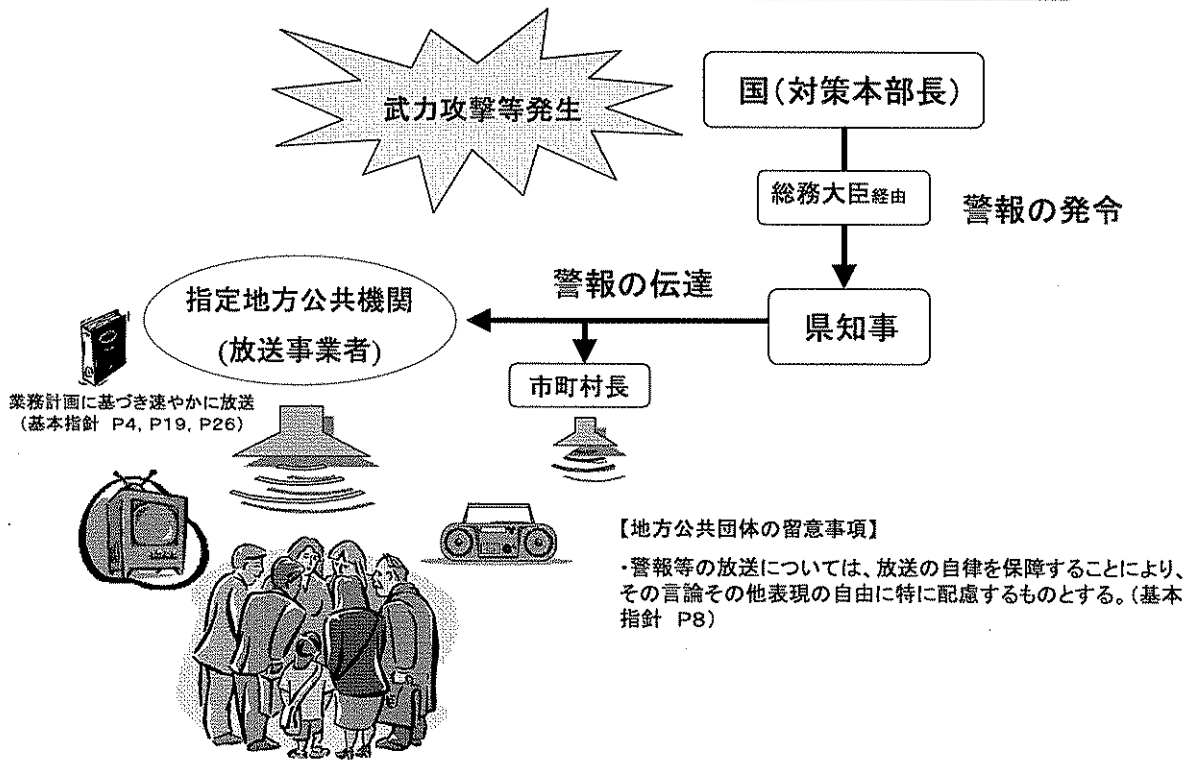
- ・自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材の整備に努める。
- ・所管する施設等の点検を実施し、被害状況等を把握し、被害拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
- ・重要な情報通信施設に障害が生じたときは、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じてバックアップ体制を確保する。
- ・自らの要員等で応急の復旧ができない場合は、必要に応じ知事に対し必要な人員や資機材の提供等の支援を求める。
- ・自主的に、国民保護措置についての訓練を実施するよう努める。
- ・国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目等の把握に努める。

### 第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

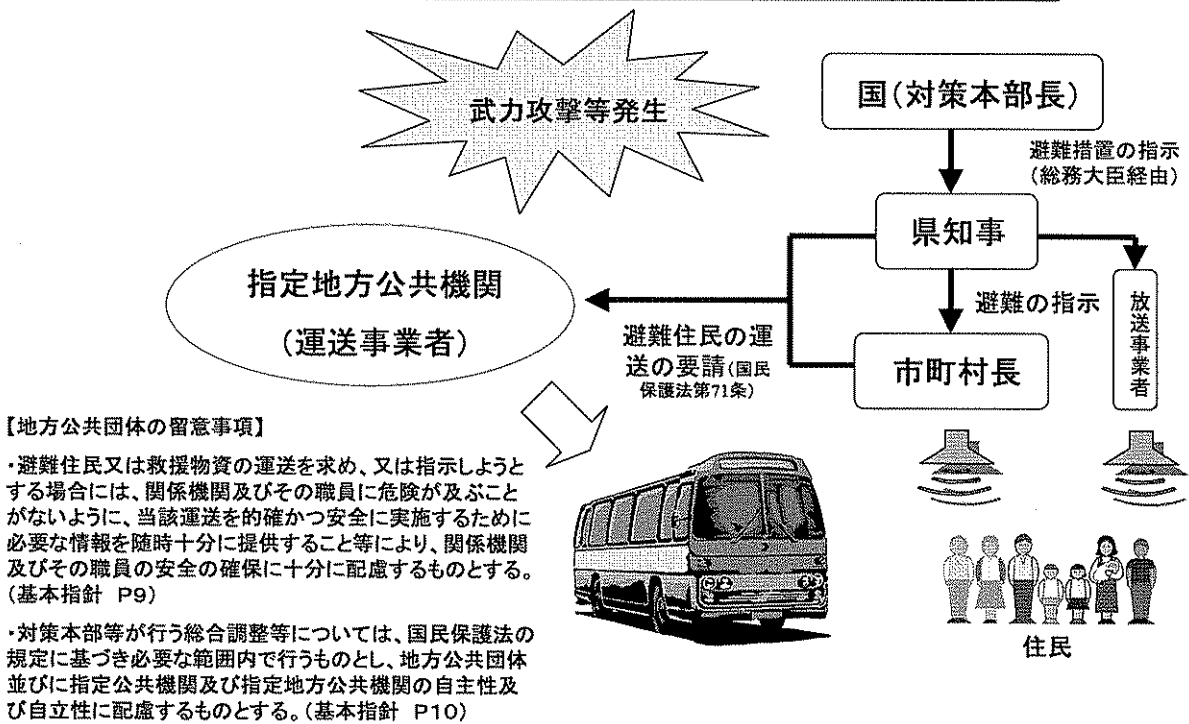
- ・国民保護業務計画の作成等は自主的に行い、業務従事者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見の聴取に努める。



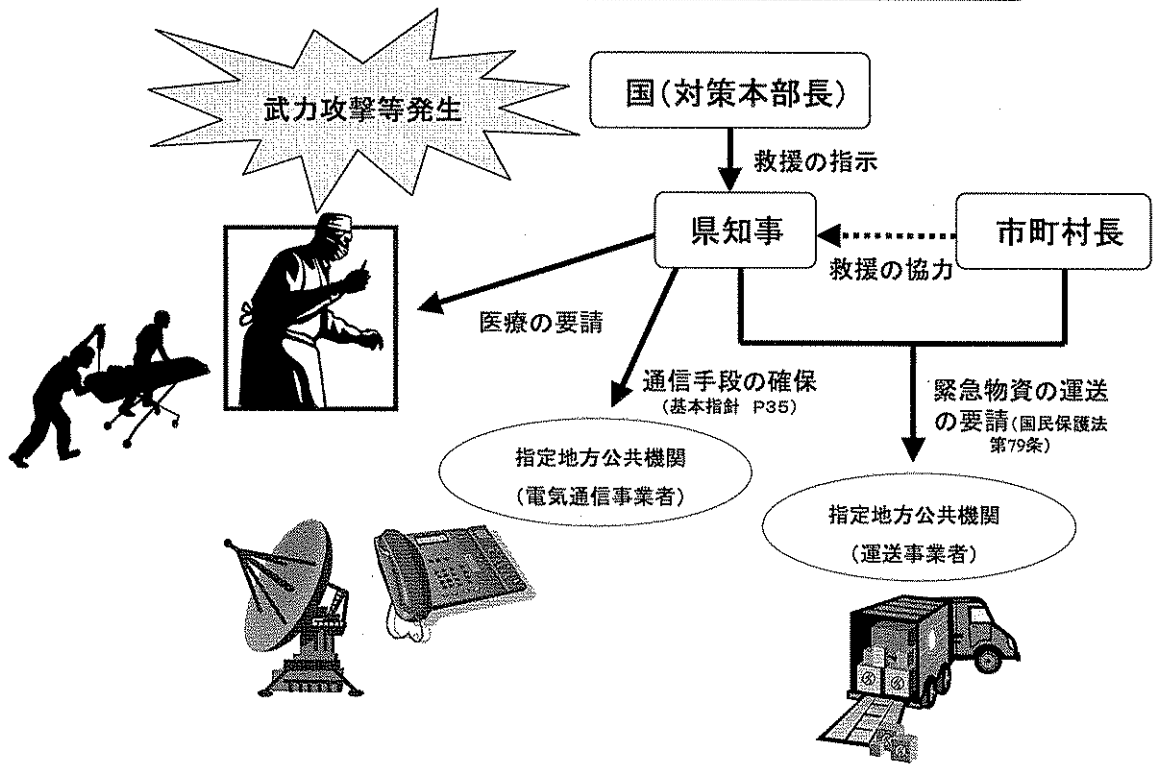
# 指定地方公共機関の役割(警報)



# 指定地方公共機関の役割(避難)

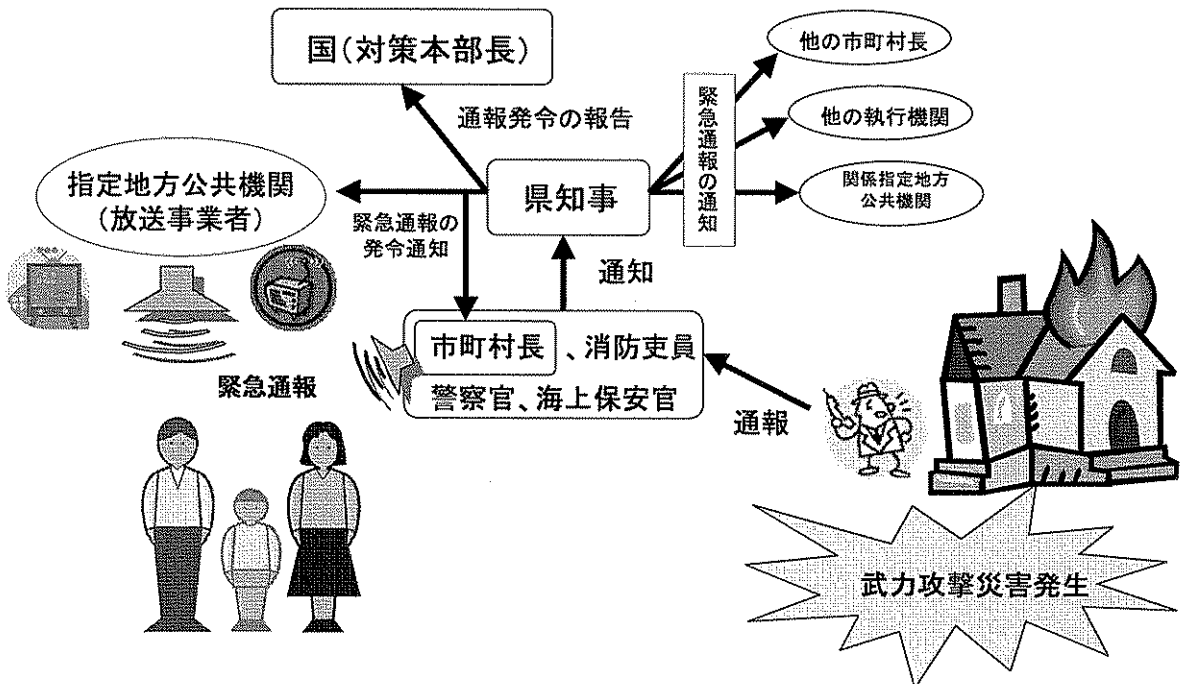


# 指定地方公共機関の役割(救援)



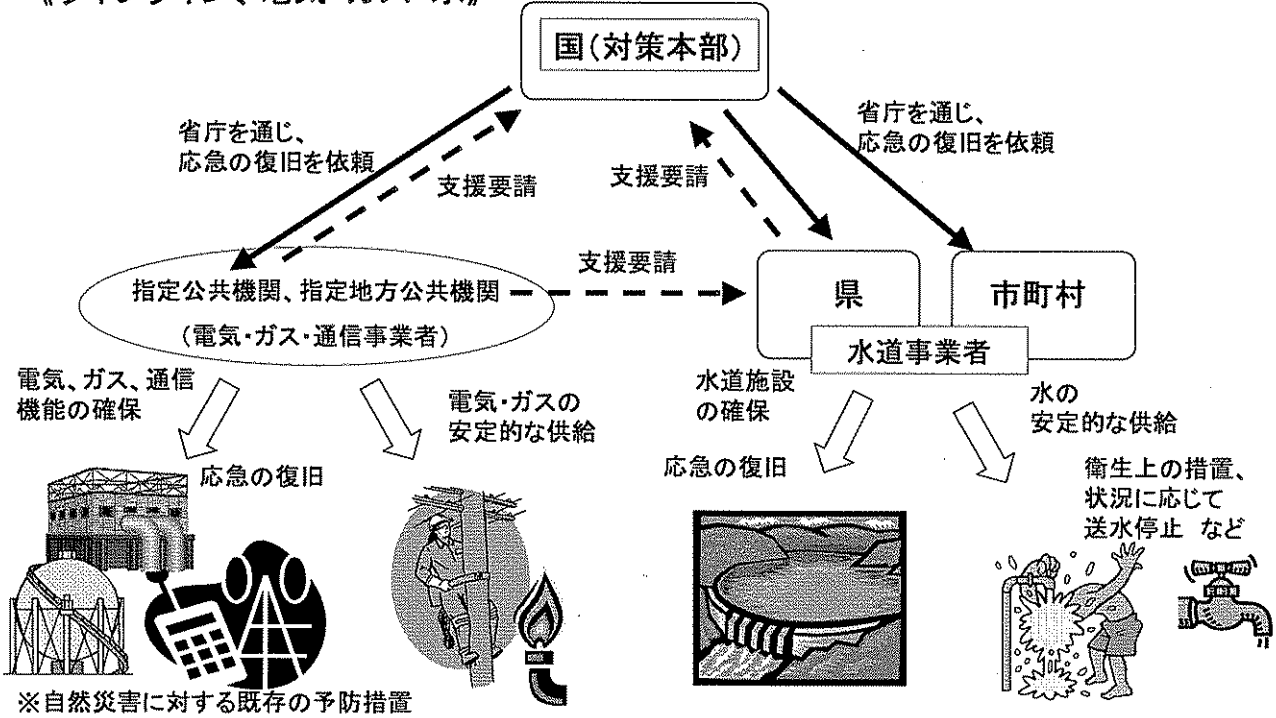
# 指定地方公共機関の役割(武力攻撃災害への対処)

## 《緊急通報》



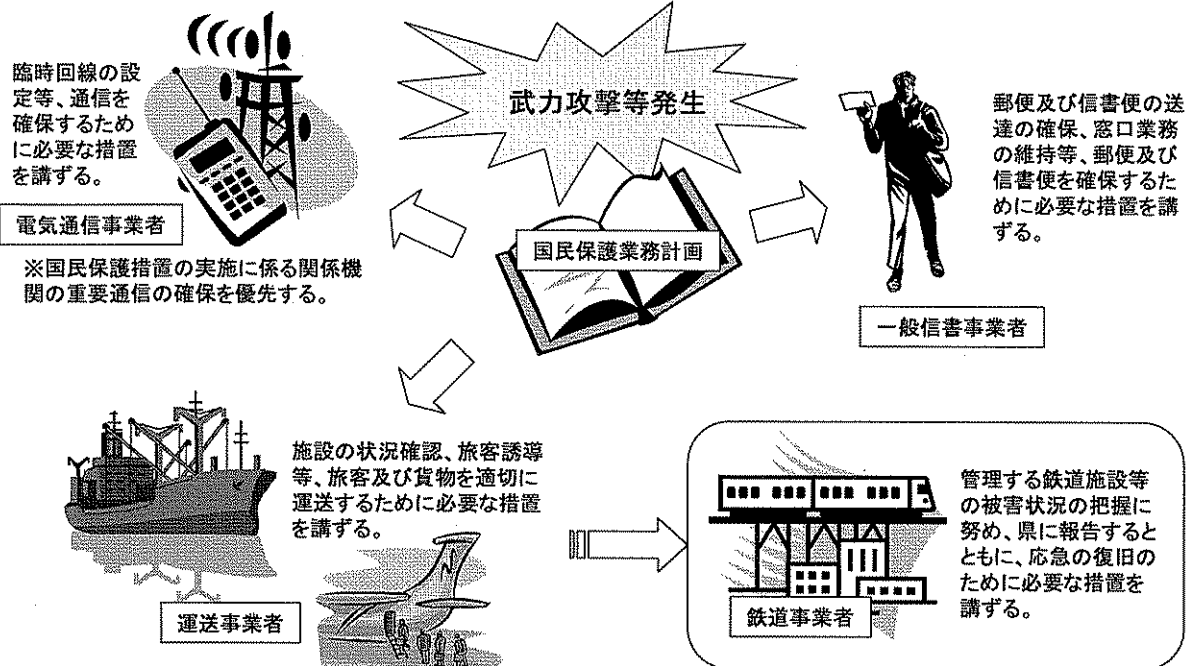
# 指定地方公共機関の役割(生活基盤等の確保と応急の復旧)

## 《ライフライン、電気・ガス・水》



# 指定地方公共機関の役割(生活基盤等の確保と応急の復旧)

## 《運送・通信・郵便》



指定地方公共機関の役割(生活基盤等の確保と応急の復旧)

《医療機関》

